	子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）ごとの利用する小学校就学前子どもの数）
第三十九条第十三号	特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子ども（特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）
法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子ども	
第四十条第四号	小学校就学前子どもの数（国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあっては、法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）ごとの利用する小学校就学前子どもの数）
小学校就学前子どもの数	
第四十一条第三項	区分（国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあっては、法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）」
区分」	
第五十七条第二項第一号	満三歳以上保育認定子ども（令第四条第二項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）
満三歳以上保育認定子ども	

備考　表中［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年九月二十二日）から施行する。